

秋田県県税事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

秋田県知事 佐竹敬久

## 秋田県規則第六十五号

### 秋田県税事務取扱規則の一部を改正する規則

秋田県税事務取扱規則（昭和三十九年秋田県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第百条第一号中「第七十二条の三十九の四第二項」の下に「法第七十二条の五十七の二第二項」を加え、同条第五号中「第七十二条の三十九の四第三項」の下に「法第七十二条の五十七の二第三項」を加える。

第百一条第一項中「第七十二条の三十九の四第三項」の下に「法第七十二条の五十七の二第三項」を加える。

### 附 則

この規則は、平成三十年一月一日から施行する。